

第 35 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第35回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年3月21日(木) 午後1時15分～午後2時45分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
11 : 近田 武司	12 : 前田 薫
13 : 藤川 良昭	14 : 永井 達郎
15 : 土井 賢一	16 : 増田 種正
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
19 : 藤原 廣典	20 : 中井 義則
21 : 森本 謙介	22 : 前田 明弘
23 : 横山 和行	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件  
議事  
議案第183号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
議案第184号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
議案第185号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)  
議案第186号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)  
議案第187号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)  
議案第188号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)  
議案第189号 令和6年度最適化活動の目標設定等について  
報告事項  
報告1 各種証明書の交付

- 報告 2 農地法 4 条第 6 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 4 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 5 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

## 【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

3 月になり、小中学校の卒業式のシーズンになってきました。ところが、昨日から今日にかけて、冬に逆戻りしたかのように気温も下がり、屋根や日陰にはうっすらと雪もとけずに残っていました。委員各位には、体調管理に気をつけていただきたいと思います。

本日第 35 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 5 条の許可申請に対する進達、農用地利用集積計画の決定、令和 6 年度最適化活動の目標設定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 35 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 1 番 住本委員、2 番 中尾委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第183号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第183号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年3月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページから3ページの10件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長　議案第183号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 曾根町○○○○ ○○○○、譲渡人 池田町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 曾根町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人は、以前から全く農業をしてこられていませんでした。今までより所有されている農地については、頼んで作っていただいていたおられました。このたび地域計画などのことを考えなければならなくなられ、何とか手放したいという状況で譲受人を探していたところ、曾根町内に住む譲受人と売買による所有権移転の話がまとまったものです。

譲受人は、近年、池田町、曾根町、小田町の売りに出ている田んぼを買われており、耕作されることには間違いがないと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はご

ございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 久保木町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人は高齢で、80歳を超えて、一人でお住まいです。夫とも数年前に死別されたようです。誰も家を継がれる方がおられないので、このたび、同じ町内に住んでおられる譲受人に他の面倒をみてもらうということで、売買の話がまとまったと聞いております。別段問題もないものと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番○○が1点お尋ねします。

譲受人は、以前より自分の田を売られていた方と記憶していますが、それでも田を買われるのですか。

○○番 そのようなこともあります。ご自身が田んぼの耕作をされていますし申請書には、奥さんや息子さんが手伝われて、農業を行っているとして記入されていますので、認めざるを得ないかなと思います。

○○番 わかりました。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、3番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 三木市志染町東自由が丘〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は畦みたいところで、申請地の両隣は譲受人の農地であります。認定農業者である譲受人には、今回の申請地だけが取得されずに残っている状態であったため、今回売買の話がまとまられたもので、特に問題は無いものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 次に、4番についてですが、さきほど事務局から説明いたしましたとおり、取り下げとなっております。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、5番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 西宮市中浜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 古川町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 池田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人は、申請地に隣接する古民家を購入されて、引っ越して来られ、申請地で野菜などを作りたいとのことです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、6番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 昭和町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 昭和町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 昭和町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

当該農地の売買の理由についてですが、譲渡人は、5ヘクタール以上の農地を耕作されている認定農業者で、所有されている農用機械が大型であるため、当該申請地への進入ならびに農作業の効率が悪く不都合であるため、申請地の南側農地を所有されている譲受人に話を持ち掛けられたものであります。ちなみに、譲渡人と譲受人は縁戚関係にあり、スムーズに話し合いが進んだようであります。また、事前調査の留意点については、すべての項目について満足できるものであったことを申し添えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可するこ

とに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、7番について説明いたします。  
参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 黍田町○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市西区檜野台○○○○ ○○○○、申請地：所在地 黍田町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、黍田町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。  
もともと、譲受人が申請地を以前から耕作してこられていました。当該農地の所在地が譲受人の自宅より50メートルほど南に位置しております。一方、譲渡人は市外にお住まいで、譲受人とは親戚関係にあります。なお、今回、譲受人には農地を所有されるのは初めてのことです。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは8番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、8番について説明いたします。  
参考資料の、17ページから22ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 河合西町○○○○ ○○○○、譲渡人 新部町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 河合西町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、河合西町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、新部町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡



自作地、以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人は高齢で足も不自由なため数年前から施設入所され、田の耕作も河合中町の認定農家に委託されていたところですが、このたび、以前から親交がありました譲受人に購入をお願いされたようです。ただ、許可がおりても今年の稲作は種もみとか肥料などすべて、前年まで耕作されていた方が準備されていることもありまして、今年の稲作は、その認定農家の方がそのまま引き続いて行うと話し合いがついている模様です。なお、事前調査の留意点については、すべての項目について満足できるものであったことを申し添えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 8番について、説明は終わりました。8番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、8番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは9番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、9番について説明いたします。

参考資料の、23ページから26ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大阪市浪速区桜川〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 本町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

2筆は南北に隣接した農地です。譲受人は「〇〇〇〇(会社名)」を経営されている方です。当該農地は花畑にしたいとのことでした。譲受人は、農業には熱心に取り組まれていますので、問題は無いかと思えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 9番について、説明は終わりました。9番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、9番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは10番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、10番について説明いたします。  
参考資料の、27ページ、28ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 古川町○○○○ ○○○○、譲渡人 西脇町○○○○  
○○○○、申請地：所在地 古川町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○  
○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。  
お聞きしますと、譲渡人は、もともと譲受人の隣に住んでおられました。  
結婚を機に現在の住所に移られています。当該農地は、譲渡人のお父さん  
が既に譲受人との間で売買の話をまとめられ、代金の授受まで進められて  
いましたが、当該農地の中に建物を建て、無断転用していたため、申請す  
ることができなかつたものです。今回、両親も亡くなられたのを機に、き  
ちんとしておこうとのことで申請されたものです。別段、問題は無いと思  
います。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 10番について、説明は終わりました。10番についてご質問、ご意見  
はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、10番については許可す  
ることに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番については許可することに決  
定いたします。

○議長 それでは11番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、11番について説明いたします。  
参考資料の、29ページ、30ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 浄谷町○○○○ ○○○○、譲渡人 加古川市平荘町

磐〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地  
目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であ  
ります。

申請地は、J A兵庫みらいのライスセンター南側の圃場整備済みの農地  
であります。農地の管理につきましては、浄谷町の農家である〇〇（A）  
さんに預けておられたのですが、このたび、浄谷町に住んでおられる譲渡  
人のお兄さんが亡くなられたこともあり、譲渡人の親の本家にあたる譲受  
人に、この際、当該農地を処分できないだろうかという相談をされたもので  
す。譲受人には、一部の農地は、近くお住まいの農家である〇〇（A）さ  
んに預けておられますが、自宅周辺の農地につきましては、トラクター、  
草刈り機モア等を保有されて、自分で管理をされております。家族とも相  
談された結果、東側にある田が譲受人所有の田であり、隣接地が自分の土  
地であるので、他人の物になるより自分のものにしておきたいとのことで、  
購入されることとなったそうです、  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 11番について、説明は終わりました。11番についてご質問、ご意見  
はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、11番については許可する  
ことに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、11番については許可することに決  
定いたします。

○議長 以上、議案第183号 農地法第3条関係では、申請件数10件、うち  
許可件数10件により審議は終了いたしました。

（農地法第5条関係）

○議長 次に、議案第184号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書の5ページをお願いします。

議案第184号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意  
見を求める。

令和6年3月21日提出  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生  
詳細は、6ページの4件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第184号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、31ページ、32ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加古川市上荘町薬栗○○○○ ○○○○、譲渡人 東京都武蔵村山市学園○○○○ ○○○○、申請地：所在地 下大部町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、下大部町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、葉多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、露天駐車場 普通車33台分となる予定です。第2種農地です。

譲渡人には、当該農地を相続されましたが、東京都内にお住まいです。年に1度ほどは草刈りのため帰ってきておられたようです。譲受人は、当該農地に加え、隣接する宅地も合わせて購入され、転用後は自動車の販売業を営まれるそうです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地と雑種地、西側が道路と雑種地、南側が申請地と道路と雑種地、北側が田と申請地となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。  
参考資料の、33ページ、34ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 市場町○○○○ ○○○○、譲渡人 市場町○○○○  
○○○○、申請地：所在地 市場町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○  
○○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転、農地への進入路  
となる予定です。第3種農地です。  
今回の申請地の右隣の農地について、譲渡人から譲受人が贈与を受けたいとの申請があり、先月2月の農業委員会でご審議いただき、許可をいただいたところです。譲渡人と譲受人は実の父と娘の関係です。今回の申請地は、先月許可をいただいた農地に大型のトラクターを入れたり、プランターを運び出したりする進入路を作りたいということで申請されたものです。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が雑種地、西側が水路、南側が本人の田、北側が道路となっております。  
従いまして水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。

す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番青木が、3番について説明いたします。

参考資料の、35ページ、36ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人(以下、借人) 浄谷町○○○○ ○○○○、譲渡人(以下、貸人) 浄谷町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 浄谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権の設定、一般住宅 軽量鉄骨造2階建 1棟、1階 142.57㎡、2階 63.53㎡、延べ床面積 206.10㎡となる予定です。第2種農地です。

貸人と借人は親子関係にあります。このたび、借人には、貸人の田に使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するために申請をされたものです。これは、借人の現在の住宅が、浄谷町の集落内にあり、借人の仕事場である事務所、○○○○(会社名)とは約500メートルの距離にあります。借人には、会社の事務所を浄谷町と東京都にお持ちで、マラソン大会等の通信、情報処理の仕事をされており、10月から3月までは大変忙しく、東京への出張も多くあるということで、自宅周辺の道も狭いということで、この際、申請地に住宅を建築されようとされるものであります。申請地は圃場整備済みの農地で、8年前に会社が立地する部分を分筆、農地転用され、7年前にそこに隣接する農地を転用し、娘さんの新宅を建設されておられます。今回は、申請地を分筆、転用し、ご自宅を建設しようとされているものであります。申請地は、○○○○(自動車販売・修理・整備店)の東側に位置するところであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、3番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が雑種地、南側が譲渡人の田、北側が宅地となっております。

従いまして隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、4番について説明いたします。  
参考資料の、37ページ、38ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 古川町○○○○ ○○○○、譲渡人 久保木町○○○  
○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田  
面積○○○○㎡ 自作地、久保木町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡  
自作地、久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、  
久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合  
計4筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、賃借権の設定、農業用露天資  
材置場、有機肥料・乾燥鶏糞等、農作業用露天駐車場 普通車5台分、進  
入路・作業スペース・通路等となる予定です。第1種農地で農業用施設で  
す。  
現地を確認しましたところ、1点、気になる点がございまして、事務局  
から説明していただきます。

○事務局（高橋） この申請を受け、本日、農業委員会会長、調査担当委員で現地調査を実施いただきました。その際、ご近所にお住まいの方が2名、来られまして、譲受人から、当該農地を転用し、農業用資材を置くという説明は確かにあったが、その中身が鶏糞や牛糞であるという具体的な説明を聞いていないので、すぐには転用を承諾しかねるという話をされた方がおられました。農業委員会事務局といたしましても、そのような話をお聞きしたからには、地元に対してもう少し丁寧なご説明をしていただかないと、

今日この委員会の場で審議することができない旨を、調査にご同席いただいていた申請人代理人にお伝えしました。また、参集をお願いされる範囲は申請人にお任せしますが、もう少し詳しい図面を提示されて、どこに鶏糞や牛糞を置かれるのか、臭いの対処はどのようにされるのかを周辺住民の皆さんにご説明いただきたいとお願ひしました。その説明の結果が出てくるまで、一旦保留とさせていただきますと考えております。

○議長 　ただいま事務局が説明しました通り、4番につきましては、申請内容と実態等について、疑義がありますので、この場では審議が十分にできないということで、保留にしたいという事務局からの提案であります。委員の皆さんには本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 　○番○○です。1点お聞きします。当該案件について、保留以前に、鶏糞等を置く場合に近隣の同意がなければ申請できないのでしょうか。

○事務局（高橋） 　農地法に近隣の同意を100%得ないと申請できないという規定はありません。しかしながら、あきらかに「農業用資材」という言葉で説明されるのと、「鶏糞等を置かれる。」と説明されるのでは周辺住民の方々の反応も違います。乾燥させていて臭いを抑えるために最大限の努力は講じるとの説明を受けてはおりますが、きちんと「鶏糞」「牛糞」という言葉で説明をされたかどうかということは、後々トラブルを防ぐということでは必要なことだと考えておりますので、申請人や代理人には丁寧な説明を尽くしてくださいとお願ひをしたいと思います。

○○番 　わかりました。1点確認いたします。農地に隣接した宅地にある農業用倉庫の乾燥機の音がうるさいとか、鶏糞などのおいがひどいとかの相談を受けた場合にはどこに相談すればよいのでしょうか。

○事務局（高橋） 　においや音に関する苦情やご相談は、市役所市民安全部生活環境グループが対応させていただいております。そこが、臭いや音などの基準を持っておりますのでそこにご相談いただくこととなります。

○議長 　ほかにご質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 　ほかにご質問、ご意見が無ければ、4番については保留することにいたします。

○議長 　以上、議案第184号 農地法第5条関係では、申請件数4件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。1件は保留といたします。



(農用地利用集積計画の決定について(利用権設定))

○議長 次に議案第185号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第185号

農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和6年3月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

8ページをお願いします。

市長部局より、令和6年3月8日付で、意見を求められています。

9ページの「農用地利用集積計画書」を説明いたします。

利用権設定等総括表(使用貸借権の設定)で、

(1) 利用権の設定を受ける者(借り手)は、河合西町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は3件、10筆、〇〇〇〇㎡、再設定は10件、32筆、〇〇〇〇㎡、合計16件、42筆、〇〇〇〇㎡であります。

10ページをお願いします。

(2) 利用権の設定をする者(貸し手)は、河合西町〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん ほかで、新規は4件、10筆、〇〇〇〇㎡、再設定は12件、32筆、〇〇〇〇㎡、合計16件、42筆、〇〇〇〇㎡であります。

次に、11ページは、利用権設定等総括表(貸借権の設定)で、

(1) 利用権の設定を受ける者(借り手)は、加東市松沢〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は12件、56筆、〇〇〇〇㎡、再設定は18件、75筆、〇〇〇〇㎡、合計30件、131筆、〇〇〇〇㎡であります。

13ページをお願いします。

(2) 利用権の設定をする者(貸し手)は、加東市松沢〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は21件、56筆、〇〇〇〇㎡、再設定は33件、75筆、〇〇〇〇㎡、合計54件、131筆、〇〇〇〇㎡であります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 議案、第185号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第185号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）に関する審議は終了いたしました。

（農用地利用集積計画の決定について（所有権移転））

○議長 次に議案第186号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書17ページをお願いします。

議案第186号

農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和6年3月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

18ページをお願いします。

市長部局より、令和6年3月8日付で、意見を求められています。

19ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん 農地11筆、〇〇〇〇㎡

を、売買により取得されます。

20ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、神戸市須磨区北落合〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが3筆、〇〇〇〇㎡、明石市和坂〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが5筆、〇〇〇〇㎡、市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが1筆、

〇〇〇〇㎡、住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇㎡および住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇㎡でございます。

〇〇〇〇さんは、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡の認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第186号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第186号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

○議長 ここで、午後2時25分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第187号、第188号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の田中でございます。よろしく願いいたします。

(農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）)

○議長 次に、議案、第187号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。なお、小野市農業委員会会議規則第11条の規定により、○番○委員は退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

○事務局（多鹿） 議案書 21 ページをお願いします。

議案第 187 号

農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和 6 年 3 月 21 日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

22 ページをお願いします。

市長部局より、令和 6 年 3 月 8 日付で、意見を求められています。

23 ページから 26 ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願います。

○議長 議案第 187 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課 農業振興係の田中でございます。農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成 26 年度から運用しております。農業経営基盤強化促進法が改正され、今後、農地の貸借手続きは、この中間管理事業が中心になっていくことが見込まれているところです。

本市においても、この制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思っております。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

このたびは、賃貸借権の設定です。

来住町の農地 8 件 14 筆 面積が〇〇〇〇㎡、浄谷町の農地 2 件 10 筆 面積が〇〇〇〇㎡、旭町及び旭新町の農地 1 件 3 筆 面積が〇〇〇〇㎡。合計 11 件 27 筆 〇〇〇〇㎡を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

最終的に来住町の農地は、〇〇〇〇（農事組合法人）に。浄谷町の農地については、〇〇〇〇（株式会社）に。旭町及び旭新町の農地については、

三和町の〇〇〇〇（個人）に貸し付けられる予定です。

次に、参考地図、「来住・下来住町集積図」をご覧ください。

対象農地は、黒色破線枠で、黄色で着色された14筆が、今回貸し付けられる農地です。

続いて、参考地図、「浄谷町集積図」をご覧ください。

対象農地は、黒色破線枠で、赤色で着色された10筆が、今回貸し付けられる農地です。

続いて、参考地図、「旭町・旭新町集積図」をご覧ください。

対象農地は、黒色破線枠で、青色で着色された3筆が、今回貸し付けられる農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第187号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

（〇〇委員着席）

（農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権））

○議長 次に、議案、第188号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書27ページをお願いします。

議案第188号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和6年3月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

28ページをお願いします。

市長部局より、令和6年3月8日付で、意見を求められています。

29ページ、30ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願います。

○議長 議案第188号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましても、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 続きまして、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取に関する議案について、説明させていただきます。

この度の議案は、農地バンクが借り受けた農地の貸付先を変更する「権利移転」に関するものです。農業経営基盤強化促進法が改正され、権利移転に係る農用地利用集積等促進計画を定める場合は、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされたことから、ご意見をうかがうものであります。

それでは、計画書の内容について、説明をさせていただきます。

農地バンクが借り受けていた、河合中町の9筆、合計〇〇〇〇㎡の農地について、貸付先を非担い手農家から認定農業者である〇〇〇〇氏及び農事組合法人〇〇〇〇に変更するものであります。

参考地図「河合中町農地集積図」をご覧ください。黒色破線の青色で着色された6筆が、池澤大輔氏に権利移転される農地。黒色破線に赤色で着色された3筆が農事組合法人岩浪に権利移転される農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、願います。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長　ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　以上、議案、第188号　農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

（産業創造課退席）

（令和6年度最適化活動の目標設定等について）

○議長　次に、議案、第189号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿）　議案書31ページをお願いします。

議案第189号

令和6年度最適化活動の目標設定等について

別紙の令和6年度最適化活動の目標設定等の提出の適否につき意見を求める。

令和6年3月21日提出

小野市農業委員会　会長　岸本　富生

32ページをご覧ください。

別紙様式1が、「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」となっております。

この、「最適化活動の目標」につきましては、国に提出するもので、農業委員会等に係る交付金の算定基礎になるものでございます。

令和4年度までは6月に提出を求められておりましたが、令和4年2月2日に発出された農林水産省経営局長からの通達により昨年度より4月の提出を求められておりますので、今回、議案として提出しております。それでは、説明させていただきます。

1ページをお願いします。

I　農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2ページをお願いします。

II　最適化活動の目標の

1　最適化活動の成果目標の

(1) 農地の集積の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標は、  
農地の集積率を66%、達成年度を令和8年度とし、  
令和6年度の集積面積を972ha（うち新規集約面積を50ha）、集積率を41%に設定しております。

(2) 遊休農地の解消の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標は、  
ア 緑区分の遊休農地の解消として、  
令和5年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積0.9haのうち解消目標面積を0.2haに設定しております。  
また、令和5年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は新たに発生した遊休農地を確認しておりませんので0.0haに設定しております。

3ページをお願いします。

(3) 新規参入の促進の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標としては、  
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を4.6haとしています。

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、

昨年度は、8日とさせていただき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様日々熱心にご活動いただきました。

令和6年度も引き続き、1人当たりの1か月の活動日数を8日とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数を3回、

9月に農地パトロール、

10月に農地パトロールの結果報告、農業新聞購読推進

11月に利用意向調査、年金加入推進の月間と考えております。

(3) 新規参入相談会への参加目標は、

現在、奇数月第2水曜日に行っていただいております農地相談の回数を令和6年度も同じく6回としております。



以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 議案第189号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「令和6年度最適化活動の目標設定等について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第189号「令和6年度最適化活動の目標設定等について」に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 33ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和6年2月1日～令和6年2月29日)

令和6年3月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 耕作証明 番号1 住所 新部町〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計15件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

(2) その他の証明

番号1 住所 曾根町〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

使用目的 農業経営を継続している証明

以上記載のとおり、その他の証明につきましては、1件で、使用

目的は農業経営を継続している証明でございます。なお、「農業経営を継続している証明」とは、相続税の納税猶予のため、税務署に提出される証明です。

引き続きまして34ページをご覧ください。

#### 報告2

下記のとおり農地法4条第6項第1号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年2月1日～令和6年2月29日)

令和6年3月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、共同住宅用地 令和6年2月19日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以上、記載のとおり、農地法4条第6項第1号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出は、1件 2筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして35ページをご覧ください。

#### 報告3

下記のとおり農地法5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年2月1日～令和6年2月29日)

令和6年3月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 明石市山下町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 三木市末広〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、露天駐車場 所有権移転 令和6年2月5日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出は、2件 2筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして36ページをご覧ください。

#### 報告4

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定

による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和6年2月1日～令和6年2月29日)

令和6年3月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 黒川町〇〇  
〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積 〇〇〇〇m<sup>2</sup>

黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積 〇〇〇〇m<sup>2</sup>

以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

摘要 令和6年2月1日 利用権 使用貸借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、8件 34筆 〇〇〇  
〇m<sup>2</sup>でございます。

引き続きまして38ページをご覧ください。

#### 報告5

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの  
で報告する。

(受理期間 令和6年2月1日～令和6年2月29日)

令和6年3月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡  
人(被相続人) 復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積 〇〇〇〇m<sup>2</sup>

復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積 〇〇〇〇m<sup>2</sup>

復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積 〇〇〇〇m<sup>2</sup>

以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和6年2月2日受理

農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が7件  
で、合計34筆 〇〇〇〇m<sup>2</sup>でございます。

報告は、以上です。

○議長

報告1から5について、事務局から説明が終わりました。

ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第35回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年3月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員1番

議事録署名委員2番